

令和 7 年 8 月

定例農業委員会総会 議事録

令和 7 年 8 月 8 日 (金)

宗像市農業委員会

令和7年8月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和7年8月8日						
招集の場所	宗像市役所北館 第202会議室						
会議の日時 及び宣告	開会	令和7年8月8日 午後4時00分		会 長	吉武 順子		
	閉会	令和7年8月8日 午後4時50分					
	休憩	なし					
応(不応) 召集委員及び出席並びに欠席委員 出席23人 欠席0人							
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠		
1	吉武 順子	○	13	石松 健一郎	○		
2	田中 康雄	○	14	佐藤 裕治	○		
3	薄 幸一	○	15	吉永 和義	○		
4	岩佐 政子	○	16	寺尾 悅治	○		
5	内田 浩徳	○	17	福嶋 仁士	○		
6	松井 徳一郎	○	18	和田 孝夫	○		
7	安永 正志	○	19	中富 清美	○		
8	中山 博之	○	20	原田 義久	○		
9	綱脇 正幸	○	21	深田 誠	○		
10	山下 隆広	○	22	白石 拓也	○		
11	天野 寛子	○	23	石松 幸夫	○		
12	山田 堅	○					
農業委員会事務局職員 田志事務局長 大楠企画主査							
途中入場・退場 委員及び時間	入場	なし					
	退場	なし					
議事録署名人	8番	中山 博之	9番	綱脇 正幸			

## 令和7年8月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

受付NO 1	承 認
受付NO 2	承 認
受付NO 3	承 認
受付NO 4	承 認

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

受付NO 1	承 認
--------	-----

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

受付NO 1	承 認
--------	-----

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）について

	承 認
--	-----

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更について

受付NO 1	承 認
受付NO 2	承 認

### 報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出について

○議長

令和7年8月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は23名です。

よって、令和7年8月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は举手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。4件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

今回、申請の農地に関しては、●●さんの息子さんが実質的に耕作されているところになります。もう長年作っているところなので、特に問題ないと思います。以上です。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の举手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO 2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○会長

譲渡人の●●さんは70代ですが、目を悪くされ、ずいぶん前から離農状態ということです。当該農地におきましても毎年草刈りの管理をしているという状態で、耕作放棄地の状態が長く続いております。草刈りの作業については、●●さんが代わりに作業をしているということでした。また、市道の拡張工事で水路の位置が変更になりまして、非常に水ののりの悪い田んぼになってしまったと聞いております。譲受人の●●さんは、近隣の農地で農業をされており、この農地については事情をよく知つておられまして、畑作として耕作する意欲があるということでございました。農事組合長からの承諾も得ており、問題ないと判断しております。ご審議、お願ひいたします。

○議長

次に、地区担当委員から説明を受けたいと思います。

○委員

この農地は住宅の間でとても狭いところで、ここどうされるのですかと伺ったところ、トラクターは入れず耕運機がやっと入れるところだからみかんでも植えようかと話されていました。大丈夫だと思います。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO 2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO 2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO 3について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO 3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO 3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

こちらの農地ですが、●●さんは、いちご農家の方で、申請地の隣の農地をいちごの苗

床として使ってあります。今回、取得する農地では、果樹を栽培するということで、特に問題ないと思います。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO 3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO 3について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO 4の審議になりますが、この後審議を行います第3号議案、受付NO 1の営農型太陽光発電設備の許可申請との関連がありますので、第3号議案で審議を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO 1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO 1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO 1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

申請人の●●くんは37歳で、●●に勤務していましたが退職して、大規模な農業をやろうということで、近所で倉庫を借りていますが、そこも機械でいっぱい手狭になり、ここで資材置場の整備を予定しております。約60cm嵩上げして、問題は水路の件でみなさんと協議して、本人に電話して、問題ないことを確認しました。ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

委員が言われたように、用排水をどうするのかということで、課題としてあがっていましたが、今説明されたように、水路の下を通って排水溝に入れるということであれば問題ないと思います。ほかのところは特に問題点はないと思います。以上です。

○議長

ただいま、事務局から受付NO 1についての議案説明、担当地区委員、現地調査C班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO 1について、許可することに賛成の農業委員の举手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO 1について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO 1について事務局から説明を受けたいと思います。また、第1号議案受付NO 4との関連がありますので、一括で審議を行いたいと思います。それでは、あわせて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(第3号議案の受付NO 1と第1号議案の受付NO 4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第3号議案、受付NO 1及び第1号議案、受付NO 4の説明がありました。次に、担当地区委員からの説明を受けたいと思います。

○委員

ただいま、説明があったように、対象の農地ではブルーベリーを栽培して、その上に太陽光パネルを設置するということあります。申請地は市民農園の一部で、特段問題はないと考えています。以上、審議をよろしくお願ひいたします。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

申請地の西側に桜並木があります。この桜並木の高さが太陽光発電設備に影響があるんじゃないかなと思いますが、それは今回の土地利用の問題ではなくて、ビジネス上の都合だと思いますので、ここで審議することではないと思います。それ以外の部分は問題ないと思います。以上です。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案受付NO 1及び第1号議案受付NO 4についての議案説明と担当地区委員、現地調査C班班長から説明・報告がありました。この説明・報告に関してご質問、ご意見はございませんか。

○委員

先ほど、現地を確認させていただきました。地上権と賃借権を別々に設定することになっていますが、区分地上権と賃借権を分ける必要があるのかなと思いまして、質問しています。

○事務局

区分地上権は、農地の上部を太陽光パネルが占有することになるための設定で、耕作者と太陽光設備の設置者は同一であれば設定する必要はありません。また、賃借権は●●が●●さんの農地を借りることになるため設定が必要になります。

○委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案受付NO1及び第1号議案受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第3号議案受付NO1及び第1号議案受付NO4について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案、農用地利用集積等促進計画についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、農用地利用集積等促進計画について承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、農用地利用集積等促進計画について、承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。まず、受付NO1について審議を行います。この件につきましては、農林水産課農業振興係から説明を受けたいと思います。

○農林水産課

(第5号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、農林水産課農業振興係から、受付NO1について説明がありましたが、何か

ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO 1について、宗像市長に対して、農用地区域内への編入を可とする意見書を提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO 1について、宗像市長に対して、農用地区域内への編入を可とする意見書を提出いたします。

○議長

つづきまして、受付NO 2について、引き続き、農林水産課農業振興係より説明を受けたいと思います。農林水産課農業振興係、説明をお願いいたします。

○農林水産課

(第5号議案の受付NO 2について、資料により説明)

○吉武議長

ただいま、農林水産課農業振興係から、受付NO 2について説明がありました。何かご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO 2について、宗像市長に対して、農用地区域内への編入を可とする意見書を提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO 2について、宗像市長に対して、農用地区域内への編入を可とする意見書を提出いたします。

○議長

それでは最後に、報告事項の報告を行います。報告事項は1件あります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会で報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号、資料により説明)。

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の報告がありました。この件につきましては、報告になりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員会総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員会総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和7年8月定例農業委員会総会は閉会いたします。